

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見

2015年（平成27年）3月5日

日本弁護士連合会

【意見の分類①】学校教育法施行規則の一部を改正する省令案について

- 1 当連合会は、2014年10月21日に文部科学大臣に提出された、中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について」（答申）に関し、同年12月18日に「文部科学省中央教育審議会『道徳に係る教育課程の改善等について（答申）』に対する意見書」を公表したところである。同意見書は、答申が、その第2項「道徳に係る教育課程の改善方策」及び第3項「その他改善が求められる事項」において、①道徳の時間を「特別の教科 道徳」として位置付けること、②「特別の教科 道徳」の教材として検定教科書を導入することが妥当であること、③道徳教育の評価の方法について改善を図ること、④道徳教育の抜本的充実のために各教員への研修の充実や道徳教育専門の教員免許状制度、大学の教員養成課程における改善・充実を図ること、等を内容とした点については、「国家が肯定する特定の価値観を児童生徒に強制する結果になる危険性があり、ひいては、憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想・良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがある。従って、文部科学省は、本答申に基づいて学校教育法施行規則や学習指導要領の改訂作業を行うべきではない。」としてきたところである。
- 2 本件改正する省令案等は、答申に基づき、「特別の教科である道徳」を規定し、小中学校等の学習指導要領の改正を行い、これに基づく検定教科書のための検定基準を設け、これらによる教育課程において児童生徒の道徳性の評価を導入するため、評価や指導要録の在り方、調査書における取扱いについて別途検討するとしており、答申を実施するためのものであることから、かかる省令案による学校教育法施行規則の改正は行うべきではない。

【意見の分類②】小学校・中学校学習指導要領案 第1章総則について

- 1 改正学習指導要領案は、中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を踏まえたものであるが、当連合会「文部科学省中央教育審議会『道徳に係る教育課程の改善等について（答申）』に対する意見書」で述べたように、答申の内容は、国家が肯定する特定の価値観を児童生徒に強制する結果になる危険性があり、ひいては、憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想・良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがある。

現行学習指導要領についても、当連合会「新しい学習指導要領の問題点に関する意見書」で述べたとおりの問題点があり、この点についての当連合会の指摘は、現在も同様であり、答申に基づく、学習指導要領の改訂を行うべきではないと考える。

2 これを踏まえ、「第1章総則」の関係では次のことがいえる。

- (1) 道德教育の目標とされる「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道德性を養うこと」は大切なことであるが、これらはその人の内心に深く関わっており、特定の考え方や生き方のみを「善いもの」として公定し押しつけることは、思想・良心の自由（憲法19条）や信教の自由（同20条）等を侵害し、許されない。
- (2) 第1章総則が、道德教育を進めるに当たり、従前の道德教育の目標にある「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し」等の諸点に「特に留意しなければならない」としている点は、上記「新しい学習指導要領の問題点に関する意見書」で述べたように、思想・良心の自由と抵触するおそれがあり、道德教育の現状の問題を改善する方向といい得ない。
- (3) 道德科を要とし、第3章第2に道德科の内容として掲げた内容を学校の教育活動全体を通じて行われる道德教育の内容として、全体計画を作成し、校長の方針の下に道德教育推進教師を中心に全教師が協力して展開するとしている点は、より体系的・構造的に道德教育が行うことを意味し、従前にも増して国家による統制を強めるものとして、憲法や子どもの権利条約が保障している子どもの人権を侵害する危険を高めるものであるので、かかる改正を行うべきではない。

【意見の分類③】 小学校・中学校学習指導要領案 第2章各教科等について

- 1 改正学習指導要領案は、中央教育審議会答申「道德に係る教育課程の改善等について」を踏まえたものであるが、当連合会「文部科学省中央教育審議会『道德に係る教育課程の改善等について（答申）』に対する意見書」で述べたように、答申の内容は、国家が肯定する特定の価値観を児童生徒に強制する結果になる危険性があり、ひいては、憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想・良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがある。

現行学習指導要領についても、当連合会「新しい学習指導要領の問題点に関する意見書」で述べたとおりの問題点があり、この点についての当連合会の指摘は、現在も同様であり、答申に基づく、学習指導要領の改訂を行うべきではないと考える。

これを踏まえ、「第2章各教科」、「第4章外国語活動（小学校）」、「第5章（中学校第4章）総合的な学習の時間」、「第6章（中学校第5章）特別教育活動」の関係では次のことがいえる。

2 すなわち、各教科等で指導すべき内容とされる道徳科の内容は、AからDの柱の下に、取り扱うべき「善きこと」の項目を新たに明示し、全体で4～9つの項目について、小学校では2学年ずつ3つに区切り中学校まで、発達段階に対応して各項目で扱う具体的内容を、より構造的・体系的な形で示している。

これら「善きこと」の各項目は、基本的に各人が自ら考えて選び取るべき事柄であり、特定の考え方や生き方のみを「善いもの」として公定し押しつけることは、思想・良心の自由（憲法19条）や信教の自由（同20条）等が侵害されるおそれがあるものを含んでいる。しかるに、各教科等を含む学校教育全体でより構造的・体系的な形で詳細に教師の教授内容を指示した道徳教育が行われるとすれば、各教科での道徳教育部分は各教科の数値評価に反映される危険とも絡み、従前にも増して、子どもの思想・良心の自由や学習権を侵害するおそれが強まる。

このような道徳科を前提として、各教科等において、道徳科の内容を指導するように求める学習指導要領の改正は行うべきではない。

【意見の分類④】 小学校・中学校学習指導要領案 第3章 第1 目標について

1 改正学習指導要領案は、中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を踏まえたものであるが、当連合会「文部科学省中央教育審議会『道徳に係る教育課程の改善等について（答申）』に対する意見書」で述べたように、答申の内容は、国家が肯定する特定の価値観を児童生徒に強制する結果になる危険性があり、ひいては、憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想・良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがある。

現行学習指導要領についても、当連合会「新しい学習指導要領の問題点に関する意見書」で述べたとおりの問題点があり、この点についての当連合会の指摘は、現在も同様であり、答申に基づく、学習指導要領の改訂を行うべきではないと考える。

これを踏まえ、「第3章 特別の教科 道徳」の「第1 目標」の関係では、次のようにいえる。

(1) 道徳科の目標で、「第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき」との点は、その規定する「自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」それ自体は大切なことであるが、これはその人の内心に深く関わる事項である。

この「道徳教育の目標」の下で道徳教育を進めるに当たり、「伝統と文化を尊重しそれらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し」等の諸点に「特に留意しなければならない」とする点は、上記「新しい学習指導要領の問題点に関する意見書」で述べたように思想・良心の自由と抵触するおそれがあり、「道徳科の目標」に、

これらの「留意点」を含むものとすれば、特定の考え方や生き方のみを「善いもの」として公定し押しつけることに繋がり、思想・良心の自由や信教の自由などを侵害するおそれが強い。

- (2) 「道徳的諸価値についての理解を基に」との点は、答申の第1項の「多様な価値観の存在を認識しつつ」、「特定の価値を押しついたり、主体性を持たず言われるままに行動するように指導」することなく、「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合う」ことが含まれるとは明示されておらず、このままでは上記(1)の道徳教育の目標に伴う懸念は払拭できない。

従って、本改正は行うべきではない。

【意見の分類⑤】 小学校・中学校学習指導要領案 第3章 第2 内容

A 主として自分自身に関する事 について

- 1 改正学習指導要領案は、中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を踏まえたものであるが、当連合会「文部科学省中央教育審議会『道徳に係る教育課程の改善等について（答申）』に対する意見書」で述べたように、答申の内容は、国家が肯定する特定の価値観を児童生徒に強制する結果になる危険性があり、ひいては、憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想・良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがある。

現行学習指導要領についても、当連合会「新しい学習指導要領の問題点に関する意見書」で述べたとおりの問題点があり、この点についての当連合会の指摘は、現在も同様であり、答申に基づく、学習指導要領の改訂を行うべきではないと考える。

これを踏まえ、「第3章第2内容A主として自分自身に関する事」の関係では、次のことがいえる。

- (1) 同箇所では、扱うべき項目として新たに、小学校に6つ、中学校で5つの項目が挙げられ、小学校では2学年毎に3つに区切り、中学校と併せて4つの発達段階に応じて、項目で扱う具体的内容が、より構造的・体系的に示されている。この新たな項目には、個人の尊厳を中核とした、自由、平等、公正及び寛容等の憲法的価値にとどまらない、個人の嗜好・信仰・人生観・家族観等といった基本的に各人が考えて選び取るべき事柄が含まれる。
- (2) また、これらの「主として自分自身に関する」項目は、それ自体多義的であるとともに、子どもの最善の利益（子どもの権利条約3条）の観点からの、個々の子どもの発達段階や事情に応じて柔軟かつ適切な指導が求められ、その内容や取り上げ方を一律に計画的に行うことに適さない事項であると考えられる。
- (3) さらに、各項目の内容は、答申で指摘された検定教科書の導入の際の検定基準

となるものでもあり、検定済教科書の使用義務や学習指導要領の拘束性の実態に鑑み、教授内容の制約に繋がり、子どもたちの発達段階に応じて多様な学習要求に対応した教師の創意工夫の余地を奪って統制を強めることとなり、憲法及び子どもの権利条約が保障する、子どもの思想・良心の自由や学習権を侵害する危険がある。

従って、かかる学習指導要領の改正を行うべきではない。

【意見の分類⑥】 小学校・中学校学習指導要領案 第3章 第2 内容

B 主として人との関わりに関すること について

- 1 改正学習指導要領案は、中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を踏まえたものであるが、当連合会「文部科学省中央教育審議会『道徳に係る教育課程の改善等について（答申）』に対する意見書」で述べたように、答申の内容は、国家が肯定する特定の価値観を児童生徒に強制する結果になる危険性があり、ひいては、憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想・良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがある。

現行学習指導要領についても、当連合会「新しい学習指導要領の問題点に関する意見書」で述べたとおりの問題点があり、この点についての当連合会の指摘は、現在も同様であり、答申に基づく、学習指導要領の改訂を行うべきではないと考える。

これを踏まえ、「第3章第2内容B主として人との関わりに関すること」の関係では、次のことがいえる。

- (1) 同箇所では、扱うべき項目として新たに、小学校に5つ、中学校で4つの項目が挙げられ、小学校では2学年毎に3つに区切り、中学校と併せて4つの発達段階に応じて、項目で扱う具体的内容が、より構造的・体系的に示されている。この新たな項目には、個人の尊厳を中核とした、自由、平等、公正及び寛容等の憲法的価値にとどまらない、個人の嗜好・信仰・人生観・家族観等といった基本的に各人が考えて選び取るべき事柄が含まれる。
- (2) また、各項目の内容は、答申で指摘された検定教科書の導入の際の検定基準となるものでもあり、検定済教科書の使用義務や学習指導要領の拘束性の実態に鑑み、教授内容の制約に繋がり、子どもたちの発達段階に応じて多様な学習要求に対応すべき教師の創意工夫の余地を奪って統制を強めることとなりかねず、憲法及び子どもの権利条約が保障する、子どもの思想・良心の自由や学習権を侵害する危険がある。

従って、かかる学習指導要領の改正を行うべきではない。

【意見の分類⑦】 小学校・中学校学習指導要領案 第3章第2内容

C 主として集団や社会との関わりに関すること について

- 1 改正学習指導要領案は、中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を踏まえたものであるが、当連合会「文部科学省中央教育審議会『道徳に係る教育課程の改善等について（答申）』に対する意見書」述べたように、答申の内容は、国家が肯定する特定の価値観を児童生徒に強制する結果になる危険性があり、ひいては、憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想・良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがある。

現行学習指導要領についても、当連合会「新しい学習指導要領の問題点に関する意見書」で述べたとおりの問題点があり、この点についての当連合会の指摘は、現在も同様であり、答申に基づく、学習指導要領の改訂を行うべきではないと考える。

これを踏まえ、「第3章第2内容C主として集団や社会との関わりに関すること」の関係では、次のことがいえる。

- (1) 同箇所では、扱うべき項目として新たに、小学校で7つ、中学校で9つの項目が挙げられ、小学校では2学年毎に3つに区切り、中学校と併せて4つの発達段階に応じて、項目で扱う具体的内容が、より構造的・体系的に示されている。この新たな項目には、個人の尊厳を中核とした、自由、平等、公正及び寛容等の憲法的価値にとどまらない、個人の嗜好・信仰・人生観・家族観等といった基本的に各人が考えて選び取るべき事柄が含まれる。
- (2) また、各項目における発達段階に応じた内容について、小学校では「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」等が定められており、特に、小学校第1学年及び第2学年に「我が国…に親しみ、愛着を持つこと」が新たに加えられた。また、中学校では「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」、「我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度」等が定められている。これらについては、特定の考え方を公定する傾向が懸念され、子どもの思想・良心の自由との抵触を生じさせることになるおそれがある。
- (3) さらに、各項目の内容は、答申で指摘された検定教科書の導入の際の検定基準となるものでもあり、検定済教科書の使用義務や学習指導要領の拘束性の実態に鑑み、教授内容の制約に繋がり、子どもたちの発達段階に応じて多様な学習要求に対応した教師の創意工夫の余地を奪って統制を強めることとなりかねず、憲法及び子どもの権利条約が保障する、子どもの思想・良心の自由や学習権を侵害する危険がある。

従って、かかる学習指導要領の改正を行うべきではない。

【意見の分類⑧】 小学校・中学校学習指導要領案 第3章 第2 内容

D 主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関する事 について

1 改正学習指導要領案は，中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を踏まえたものであるが，当連合会「文部科学省中央教育審議会『道徳に係る教育課程の改善等について（答申）』に対する意見書」で述べたように，答申の内容は，国家が肯定する特定の価値観を児童生徒に強制する結果になる危険性があり，ひいては，憲法，子どもの権利条約が保障する個人の尊厳，思想・良心の自由，意見表明権等を侵害するおそれがある。

現行学習指導要領についても，当連合会「新しい学習指導要領の問題点に関する意見書」で述べたとおりの問題点があり，この点についての当連合会の指摘は，現在も同様であり，答申に基づく，学習指導要領の改訂を行うべきではないと考える。

これを踏まえ，「第3章第2内容D主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関する事」の関係では，次のことがいえる。

(1) 同箇所では，扱うべき項目として新たに，小学校で4つ，中学校で4つの項目が挙げられ，小学校では2学年毎に3つに区切り，中学校と併せて4つの発達段階に応じて，項目で扱う具体的内容が，より構造的・体系的に示されている。この新たな項目には，個人の尊厳を中核とした，自由，平等，公正及び寛容等の憲法的価値にとどまらない，個人の嗜好・信仰・人生観・家族観等といった基本的に各人が考えて選び取るべき事柄が含まれる。

(2) さらに，各項目の内容は，答申で指摘された検定教科書の導入の際の検定基準となるものでもあり，検定済教科書の使用義務や学習指導要領の拘束性の実態に鑑み，教授内容の制約に繋がり，子どもたちの発達段階に応じて多様な学習要求に対応した教師の創意工夫の余地を奪って統制を強めることとなり，憲法及び子どもの権利条約が保障する，子どもの思想・良心の自由や学習権を侵害する危険がある。

従って，かかる学習指導要領の改正を行うべきではない。

【意見の分類⑨】 小学校・中学校学習指導要領案 第3章 特別の教科 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取り扱いについて

1 改正学習指導要領案は，中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を踏まえたものであるが，当連合会「文部科学省中央教育審議会『道徳に係る教育課程の改善等について（答申）』に対する意見書」で述べたように，答申の内容は，国家が肯定する特定の価値観を児童生徒に強制する結果になる危険性があり，ひいては，憲法，子どもの権利条約が保障する個人の尊厳，思想・良心の自由，

意見表明権等を侵害するおそれがある。

現行学習指導要領についても、当連合会「新しい学習指導要領の問題点に関する意見書」で述べたとおりの問題点があり、この点についての当連合会の指摘は、現在も同様であり、答申に基づく、学習指導要領の改訂を行うべきではないと考える。

これを踏まえ、「第3章 特別の教科 道徳 第3指導計画の作成と内容の取り扱い」の関係では次のことがいえる。

- 2 すなわち、第3の2の指導に当たっての配慮事項では、「多様な感じ方や考えに接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育む」などと、上記当連合会意見書で答申の是認できる改善方向に沿ったものもあるが、「第2内容」で詳細に項目を挙げ、より体系的・構造的なものとして各学年に配分された事項やその取扱いについて、道徳推進教師を中心とした指導体制を充実した上で、道徳教育の全体計画に基づき道徳科の年間計画を作成して指導するというのであるから、道徳教育の「正統」な内容や指導方法を上位のものから下位のものへ行き渡らせる方法となる可能性があり、特定の価値を「善いもの」と公定し、身につけるべき価値として受け入れることを強制して子どもたちの内心に介入することとなって、その思想・良心の自由や学習権を侵害することになる危険性は払拭されていない。
- 3 また、児童生徒の学習状況や道徳性の成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすとの点は、評価を導入すべきとする答申の趣旨を踏まえて今後、評価の在り方を検討するとされていることから、子どもたちの思想・良心の自由や学習権侵害の危険性を一層高めるものである。

従って、かかる学習指導要領の改正は行うべきではない。

【意見の分類⑪】 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案について

- 1 改正学習指導要領案は、中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を踏まえたものであるが、当連合会「文部科学省中央教育審議会『道徳に係る教育課程の改善等について（答申）』に対する意見書」で述べたように、答申の内容は、国家が肯定する特定の価値観を児童生徒に強制する結果になる危険性があり、ひいては、憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想・良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがある。

現行学習指導要領についても、当連合会「新しい学習指導要領の問題点に関する意見書」で述べたとおりの問題点があり、この点についての当連合会の指摘は、現在も同様であり、答申に基づく、学習指導要領の改訂を行うべきではないと考える。

これを踏まえ、特別支援学校の学習指導要領案の関係では次のことがいえる。

- 2 すなわち、特別支援学校では、道徳教育を進めるに当たっての配慮として、児童

生徒の「障害の状態及び発達の段階や特性を踏まえ、指導内容の重点化を図る」とされているが、その内容は、小学校、中学校の学習指導要領に定める道徳科について規定される内容に準じ、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うとされ、道徳科の内容として扱うとして、新たに体系的・構造的に分類された項目に基づいた指導が行われる。

この新たな項目には、個人の嗜好・信仰・人生観・家族観等といった基本的に各人が考えて選び取るべき事柄が含まれ、特定の考え方や生き方のみを「善いもの」として公定し押しつけることに繋がりがねないものがある。これに加え、普通学級でも同様であるが、とりわけ障がい児にあっては、その多様な障がいの状態や発達の段階や特性に応じて、新たな項目に分類されない道徳教育上の学習要求も生まれ得るのに、これに応じて具体的に指導内容を設定し得るのは、「知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校」のみとされ、これ以外の特別支援学校では、上述のとおり体系的・構造的な項目の下で、道徳教育の目標を踏まえた全体計画の下に道徳教育がなされることになる。これは、障がいのある子どもの特別ニーズに基づく学習要求に応えた道徳教育とは言い難く、子どもたちの思想・良心の自由や学習権を侵害するおそれがあり、かかる学習指導要領の改正は行うべきではない。

【意見の分類⑫】 小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領の特例を定める告示案について

- 1 改正学習指導要領案は、中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を踏まえたものであるが、当連合会「文部科学省中央教育審議会『道徳に係る教育課程の改善等について（答申）』に対する意見書」で述べたように、道徳科を設けることは、国家が肯定する特定の価値観を児童生徒に強制する結果になる危険性があり、ひいては、憲法、子どもの権利条約が保障する個人の尊厳、思想・良心の自由、意見表明権等を侵害するおそれがあり、このための学習指導要領の改正を、そもそも行うべきではないと考えるものである。

加えて、告示案で、学習指導要領案の全部又は一部を、改正学校教育法施行規則案の施行以前に前倒し実施の特例を定めることには、次のような問題がある。

- 2 すなわち、学習指導要領案には、道徳科の「第3指導計画の作成と内容の取り扱い」で、「多様な感じ方や考え方に接する中で」とか「様々な価値観について多面的・多角的な視点から振り返って考える」などが新たに設けられているが、一部のみの実施が可能であるとすると、これらは取り入れずに、「第2内容」で、従来よりも体系的・構造的に詳細に項目立てをした内容の一部又は全部を、学校長や教育委員会

の判断で実施することが可能になってくる。そこでは、上記当連合会意見書で指摘した、特定の価値について、その多様性を無視して、「善いもの」として身につけるべき価値観として受け入れることを強制して子どもたちの内心に介入し、その思想・良心の自由や学習権を侵害する危険は一層高まるのであり、かかる前倒しの実施の特例を認める告示は行うべきではない。